

資源ごみ回収の品目に「雑がみ」が追加されました

「雑がみ」は、新しくできた古紙の規格です。
※新聞、雑誌、ダンボールも古紙の規格です。



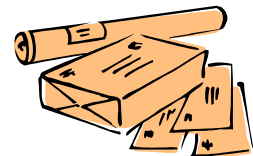
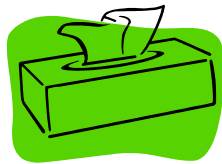
燃やせるごみの中で2番目に多い、紙のごみを減らそうという取り組みです。
(1番多いのは、生ごみです)
雑がみの回収も、他の古紙類と同じように、回収団体への報奨金の対象となります。

◎「雑がみ」とは……

家庭から発生する、紙・板紙で、新聞・雑誌・ダンボール・飲料用パック以外のものを指します。

○具体的には……

- ・お菓子ティッシュなどの紙箱
- ・包装紙
- ・紙袋
- ・ボール紙
- ・投げ込みチラシ
- ・パンフレット
- ・はがき
- ・コピー用紙
- ・など



◎「雑がみ」の出し方

窓空き封筒のマドや、紙袋の取手など、紙製以外の部分は外してください。
「雑がみ」だけを、大きなものは紙紐などで縛って、小さな物は紙袋に入れてください。
ガムテープなどで貼ると、リサイクルし辛くなるので使わないでください。
シュレッダーごみは「雑がみ」には出さないでください。

⊘「雑がみ」に入れてはいけない物

紙以外はリサイクルの障害になるので入れられません。
また、特殊加工された紙や、金箔の紙、プラスチックで作られた紙、食品などで汚れた紙は再生に適さない
ので入れないでください。

×例

- ・ 防水加工された紙容器(例えば紙コップや、カップ麺の紙容器、油紙、ロウ紙)
- ・ カーボン紙、ノンカーボン紙
- ・ ワープロやFAXの感熱紙
- ・ 写真、写真プリント用紙、感光紙
- ・ 合成紙(プラスチックで作られているので正確には紙ではない)
- ・ 水に濡れたり、油が付いたり、食品などで汚れた紙

* 回収団体ごとに回収できる品目が異なりますので、それぞれの回収団体にお問い合わせください。